

令和4年第3回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

令和4年第3回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和4年8月29日

午後2時00分開会

中川村議会議員紹介

組合長挨拶

日程第1 議長選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 副議長選挙

日程第6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第7 報告

報告第1号 放棄した債権の報告について

日程第8 議案の上程及び提案説明

議案第11号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について

議案第14号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

議案第16号 損害賠償の額を定めることについて

日程第9 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第10 一般質問

日程第11 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長挨拶

出席議員（17名）

1番	小林敏夫	2番	氣賀澤葉子
3番	竹村知子	4番	加治木今
5番	竹村誉	6番	宮下稔
7番	三原一高	8番	折山誠
9番	宮脇寛行	10番	吉川順平
11番	星野晃伸	12番	松澤文昭
13番	中塚礼次郎	14番	松村利宏
15番	天野早人	16番	宮井訓
17番	川手三平		

説明のために出席した者

組合長	伊藤祐三	副組合長	下平洋一
中川村副村長	富永和夫	副組合長	小田切康彦
助役	小平操	事務局長	小出孝幸
会計管理者	北澤武志	病院事業管理者職務代理者	村岡紳介
病院事務長兼 経営企画室長	倉田貴志	新病院建設準備室長	佐野秀一
病院総務課長	渋谷昭二	駒ヶ根市民生部長	中村竜一
飯島町住民税務課長	松村和夫	中川村保健福祉課長	水野恭子
宮田村住民課長	浦野康之	代表監査委員	中村健一
監査委員	小林修	監査委員	三原一高

事務局職員出席者

事務局次長	那須野一郎
事務局書記	渋谷一馬
事務局書記	吉澤照代

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（那須野一郎君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○副 議 長（天野 早人君） 中川村議会の改選に伴い山崎議長が辞任されました。よって、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を務めます。

これより令和4年7月29日付、告示第5号をもって招集された令和4年第3回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

この際、議事の進行上、中川村選出議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

ここで中川村議会改選により伊南行政組合議会議員となられました松澤文昭議員、中塚礼次郎議員、松村利宏議員を御紹介いたします。

それぞれ自席にて自己紹介をお願いいたします。

松澤議員。

○仮議席12番（松澤 文昭君） 今回の中川村の議会改選によりまして議長として伊南行政組合の議員になりました松澤文昭と申します。よろしくお願ひしたいと思います。

○副 議 長（天野 早人君） 中塚議員。

○仮議席13番（中塚礼次郎君） こんにちは。このたび中川村議会の副議長として伊南議会に選出されました中塚礼次郎です。よろしくお願ひいたします。

○副 議 長（天野 早人君） 松村議員。

○仮議席14番（松村 利宏君） こんにちは。このたびの選挙で中川村総務経済委員長として伊南議会のほうへ参加することになりました松村利宏です。よろしくお願ひいたします。

○副 議 長（天野 早人君） ありがとうございます。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長より挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 令和4年7月29日付、告示第5号をもちまして令和4年第3回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員の御出席を賜り感謝を申し上げます。

今議会では、ただいま御挨拶がありましたように任期満了に伴う8月2日告示の中川村議会議員選挙を受けまして中川村議会選出の議員の皆様が替わられました。

このたび伊南行政組合議会議員となられました3人の議員の皆さんには、お喜びを申し上げます。地域住民の福祉向上と伊南地域の発展のため、引き続き御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

今議会は、中川村議会の改選に伴い議長が退任されましたので、組合議会運営申合せにより議長等の選挙が予

定されております。いずれも円滑なうちに決定され、よりよい議会運営ができますよう期待を申し上げます。

さて、今年の夏は、記録的な暑さが続く一方で、各地で記録的な大雨も降り、被害が発生する事態となりました。幸い伊南地域では大きな災害は起こっておりませんが、これから迎える実りの秋では、気候が安定し、台風など大きな災害が発生しないことを願っております。

一方、新型コロナウイルスは、なお感染拡大が続いております。

国が行動制限を緩和する中で、地域住民の皆さんには引き続き感染防止に配慮をお願いしてまいりました。

次に地域経済の状況であります。

直近の長野経済研究所の調査による県内の景気動向は「持ち直しの動きに弱さがみられる」としております。

半導体などの部品不足や中国のロックダウンの影響などが続き、生産は足踏みが見られています。

また、雇用環境では、ハローワーク伊那管内の6月の有効求人倍率は1.43倍であり、前年同月比を0.13ポイント上回っております。

今後につきましては「原材料価格上昇による物価への影響や新型コロナ感染再拡大による個人消費の動向などを注視する必要がある」とされており、新型コロナウイルスの感染への警戒を行うとともに、消費拡大や観光振興等、引き続き地域経済活動の回復に取り組んでいく必要があると考えております。

さて、今議会に提案いたします案件は、報告1件、条例1件、決算認定2件、補正予算2件、事件案件1件であります。

報告1件は放棄した債権の報告であります。

条例1件は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業に関する条例の一部を改正する条例であります。

決算認定は、一般会計では前年度に比べ歳入で4.4%減の9億9,529万円、歳出は4.5%減の9億5,902万円となりまして、実質収支は3,627万円の黒字となっております。

また、病院事業会計は医業収益の増加や新型コロナウイルス感染症の病床確保補助金収入などによりまして純損益は4億1,351万円の黒字となりました。引き続き医療機能の向上と経営基盤の強化に取り組んでまいります。

次に、令和4年度一般会計補正予算であります。

繰越金の確定に伴う分担金の減額精算と繰越金の一部を所管施設の緊急的な修繕等に備えて予備費として留保するための補正を提案いたします。

また、令和4年度病院事業会計補正予算であります。職員が着用する被服の調達契約に関しまして債務負担行為の設定を行うものであります。

事件案件につきましては、損害賠償の額を定めることについてであります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重なる審議の上、適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。

また、次年度以降の3か年実施計画、病院事業経営計画の進捗状況、また新病院建設準備についてなどにつきましては、議会全員協議会で御協議をいただきたいと思っております。

以上申し上げます、第3回定例議会招集に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○副議長（天野 早人君） ただいまから議事に入ります。

日程第1 これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定を適用いたしまして指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は推薦人を指名して行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、推薦人において指名することに決しました。

お諮りいたします。

推薦人は副議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。

推薦人に1番 小林敏夫議員を指名いたします。

議長の指名推選をお願いいたします。

○1番（小林 敏夫君） 伊南行政組合議会運営申合せ事項により、議長は組合長選出市町村以外の市町村から議長経験年数、議員歴等を考慮し選出することになっております。つきましては、議長に天野早人副議長を指名したいと存じます。よろしく願いいたします。

○副議長（天野 早人君） お諮りいたします。

ただいま推薦人により指名推選のありました天野早人を議長の当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、天野早人が議長に当選いたしました。

会議規則第32条第2項の規定により口頭をもって告知いたします。

それでは、新議長当選の承諾及び挨拶をこの場で申し上げます。

〔議長 天野早人君 起立〕

○議長（天野 早人君） ただいまは伊南行政組合議会の議長に御選任いただきまして、誠にありがとうございました。

厳しい社会情勢の中で4つの市町村が自主的、自立的に発展を続けていくために、伊南行政組合が果たすべき役割はますます高まっております。

目の前には総合病院の建て替えという大事業が控えておりますが、皆様と共に力を合わせ、伊南地域住民の皆様のため精いっぱい努めてまいる所存でございます。より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議長就任の承諾と御礼の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。（一同拍手）

〔議長 天野早人君 着席〕

○議 長（天野 早人君） 引き続き会議を進行いたします。

日程第2 議席の指定を議題といたします。

議席は組合議会会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。

事務局に朗読させます。

○次 長（那須野一郎君） 朗読いたします。

12番 松澤文昭議員、13番 中塚礼次郎議員、14番 松村利宏議員。

以上でございます。

○議 長（天野 早人君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は会議規則第78条の規定により11番 星野晃伸議員、12番 松澤文昭議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日限りと決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第5 これより副議長選挙を行います。

先ほどの議長選挙において副議長が当選し、副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定を適用いたしまして指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

副議長の指名を議長においていたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

つきましては、副議長に折山誠議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました折山誠議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました折山誠議員が副議

長に当選されました。

副議長に当選されました折山誠議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、口頭をもって告知いたします。

それでは、副議長に当選されました折山誠議員から当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔副議長 折山誠議員 登壇〕

○副議長（折山 誠君） ただいま副議長に御選任いただきました折山誠でございます。

それぞれの課題が解決できますよう円滑な議会運営のために天野議長を補佐し努めてまいる所存でございます。未熟な者ではございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。（一同拍手）

〔副議長 折山誠君 降壇〕

○議長（天野 早人君） 日程第 6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

新たに選任する委員について事務局に朗読させます。

○次長（那須野一郎君） 朗読いたします。

総務衛生委員会委員、1 2 番 松澤文昭議員、1 4 番 松村利宏議員。

病院厚生委員会委員、1 3 番 中塚礼次郎議員。

以上でございます。

○議長（天野 早人君） ただいま朗読いたしましたとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決しました。

次に議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

新たに選任する委員について事務局に朗読させます。

○次長（那須野一郎君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員、1 2 番 松澤文昭議員、1 3 番 中塚礼次郎議員。

以上でございます。

○議長（天野 早人君） ただいま朗読いたしましたとおり指名したいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決しました。

先ほどの議長及び副議長選挙において、また常任委員会委員の指名において、総務衛生委員会においては委員長、病院厚生委員会においては副委員長が不在となっております。

各常任委員会は、直ちに委員会を開催し、各委員会の正副委員長を互選の上、議長まで選任結果を報告願います。

各常任委員会開催のため暫時休憩といたします。再開時刻は午後2時30分といたします。

休憩。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（天野 早人君） 本会議を再開いたします。

各常任委員会から正副委員長の互選結果の報告がありましたので、事務局に朗読させます。

○次長（那須野一郎君） 朗読いたします。

総務衛生委員会委員長 松澤文昭議員。

病院厚生委員会副委員長 中塚礼次郎議員。

以上でございます。

○議長（天野 早人君） 以上のように決定いたしました。

選出されました総務衛生委員会委員長及び病院厚生委員会副委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。

挨拶は自席をお願いいたします。

○総務衛生委員長（松澤 文昭君） ただいま総務衛生委員会におきまして指名推選の中で委員長という形で就任することになりました。

伊南行政組合は、4年前に1度議員になったわけでありましたが、その後2年間務めて、その後は2年間の空白があったわけでありまして、全くの新人議員ということでもあります。もとより未熟者でありますし、皆様の御協力を得て委員長の重責を全うしたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○病院厚生副委員長（中塚礼次郎君） ただいま病院厚生委員会におきまして病院厚生委員会副委員長として選任をいただきました中塚礼次郎です。

病院厚生委員会としましては新病院建設という大きな事業を控えておるといことで、委員長を補佐しながら住民要望に応えられる病院建設に向けて取組をしていきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（天野 早人君） これをもちまして常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を終結いたします。

日程第7

報告第1号 放棄した債権の報告について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案書の報告 1—1 ページをお開き願います。

報告第 1 号は放棄した債権につきまして条例の規定により御報告するものでございますが、本来であれば毎年度御報告すべきところ、条例制定以来これまで報告がなされないまま今日に至っております。

そこで、今回、経過を御説明した上で平成 21 年度から令和 3 年度までの間に放棄いたしました全てについて御報告をさせていただくものでございます。

経過を申し上げます。

病院事業の債権管理条例は平成 21 年 4 月に現行制度に改正、施行されました。

地方自治法では債権の放棄については原則として議会の議決を要する事項とされておりますが、この条例制定によって病院事業において放棄することとなり、放棄したときは議会に報告することが義務づけられたところでございます。

病院事業の未収金については、これまでも早期の徴収に努めてまいりました。安易に欠損処分とすることは厳に慎まなければならないことは言うまでもございませんが、一方で、実質的に徴収が不可能な未収金の債権債務関係を明確にする必要から、条例に基づき該当する債権を放棄し不納欠損として整理することについて平成 21 年度より毎年度実施してまいりました。よって、その都度、条例の規定に基づき議会報告をしなければならなかったところ、その手続がなされてこなかったことが令和 2 年度において判明いたしました。

その後、内容の調査、確認を行い、今回その全てについて御報告をさせていただくものでございます。

なお、債権管理、不納欠損の個々の事務そのものにつきましては、制度に基づき適正に処理しております。

また、毎年度、決算審査において監査を受けております。

これまで議会報告がなされてこなかった理由といたしましては、事務職員の議会報告制度の理解・認識不足により当初から報告が漏れたことに始まり、その後、前年同様の事務サイクルにより是正されることなく経過してきたと考えております。

病院といたしましては、直ちに債権管理事務の再確認とマニュアルの再整備を行ったところでございます。

今後二度とこのようなことのないよう、適正な事務執行に努めてまいります。

重要な手続が欠けたまま今日に至ってしまったことにつきまして、議会議員の皆様、住民の皆様には深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは報告の内容説明に入らせていただきます。

報告 1—2 ページをお開き願います。

1 番の令和 3 年度債権放棄調書総括表ですが、債務者の数は 14 人、債権の合計は 42 件、616 万 9,660 円でございます。

個表のイ、債権管理委員会において 3 月 24 日に審査の上、3 月 31 日に放棄しました。

債務者ごとの金額及び放棄事由ですが、債務者 12 番につきましては 525 万 4,920 円で、これは令和 2 年 7 月、裁判所勧告による和解により訴訟が終結した案件で、未納額は第 2 号事由の債務者がその責任を免れたときに該当するものです。

12番を除く合計額は91万4,000円余、全て4号事由で、所在不明による徴収不能でございます。

次に、2番の令和元年度分から次ページ以降、年度を遡って平成21年度分まで記載しております。これらは各年度の決算に合わせて、毎年度、議会報告するべきであったものでございます。

ページが飛びますが、報告1—8ページをお開きください。

11番の平成22年度分、12番の平成21年度分については、文書の保存年限を過ぎており、それぞれ総括表のみで御報告をさせていただきます。

次に報告1—9ページをお開き願います。

集計表ですが、今回御報告いたします放棄した債権の合計は、債務者の数978人、債権の合計は1,338件、6,392万7,448円でございます。

過年度分のうち平成21年度・22年度は条例制定直後の2年間ございまして、それまで累積していた実質的な徴収不能債権の整理を行ったと考えられ、この2年間の合計は3,730万円余で、全体の65%を占めております。

また、全体を通じ多くが第4号事由でございまして、所在不明や資力の問題などにより徴収の見込みがないと判断したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

○議 長(天野 早人君) これをもって提案理由の説明を終結いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。——質疑はございませんか。

○5 番(竹村 誉君) 例年、監査が行われるわけだと思うんですけど、監査にて指摘はなかったのか質問します。

○代表監査委員(中村 健一君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

今の件につきましては、監査のほうでは7月の例月出納検査において病院側からの経緯の説明を受けました。

その中で、我々監査のほうでは、毎年、決算審査において不納欠損の内容と財務処理についての監査は行っておりまして、これまで大きな指摘をするような事項はなかったと承知をしております。

監査委員は、まず第一義的には会計財務の監査を通じて運営状況を把握して、必要があれば指摘することが役割というふうに考えておりまして、今回、議会報告が必要であったかどうかということについては、監査委員としましては、全く無関係であるとは言いませんが、一般的な監査の範囲とは異なるというふうに考えております。

ただ、今後は、こういった条例制定もあるということで、監査の中でも議会報告ということを前提にして、例年と同じような不納欠損の内容等については慎重に検討していきたいと思っております。

よって、平成21年度以降、監査が不十分で漏れがあったかということ、全くないというふうに思っております。

以上です。

○議 長(天野 早人君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） これにて質疑を終結いたします。

報告第1号 放棄した債権の報告については、報告のとおり、これを聞きおくこととします。

日程第8 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第11号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第11号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書の11—1ページをお開きください。

提案理由でございますけれども、下段に書いてあるとおり、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため職員の育児休業の取得回数制限等を緩和する措置が講じられたことによる改正でございます。

本日お配りをしております右上に「議案第11号資料」というふうに書いてあるA4の1枚物の資料をお手元に御用意いただきたいと思っております。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件については国家公務員に準じる必要がありますので、今回、伊南行政組合の育児休業等に関する条例につきましても所要の改正を行います。

主な改正内容を御覧ください。

まず1の正規職員ですが、(1)に併せて下の表も御覧をいただきたいと思っております。

育児休業の取得回数は、現行は原則1回ですが、改正により原則2回まで取得可能となります。

加えて、男性職員は、子の出生後8週間以内の育児休業——産後パパ育休と呼ばれるものですが——を現行の1回から2回まで取得可能となります。

この改正については、四角で囲んであるとおりでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律で規定するものでございまして、組合の条例で規定するものではありませんが、取得要件が緩和されたことについて御承知おきをいただきたいと思っております。

次に下段2の非常勤職員についてです。

こちらは今回の条例改正で規定する事項です。

まず、(1)の育児休業の取得要件の緩和として、現行は子が1歳6か月到達日まで在職する可能性のある者が対象でしたが、改正後は子の出生後57日目から6か月を経過するまで在職する可能性がある者が取得可能となり、要件が緩和されたこととなります。

(2)ですが、下の矢印の表を併せて御覧ください。

現行では、上段の図にあるように、子が1歳に到達するまで育児休業をしていた場合のみその後の育児休業も取得可能となっておりますが、改正によりまして、夫婦交代での育児休業の場合や子の養育上特別な事情がある場合等には、子の1歳到達日に育児休業をしていなくても取得が可能と柔軟になりました。

資料の説明は以上です。

議案書の11—2ページにお戻りください。

改正内容については少し細かくなっておりますけれども、まず3行目、第2条第3号は非常勤職員の育児休業が取得できる要件を規定したものです。

第2条第3号アの（ア）ですが、非常勤職員の子が出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件のうち、任期を現行、子の1歳6か月到達日までを子の出生の日から57日間の期間の末日から六月を経過する日に改め、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

次に、上から8行目ですけれども、第2条第3号のイにつきましては育児休業を取得できる非常勤職員の条件に（ア）と（イ）を新たに示した規定になります。

このうち（ア）につきましては、先ほど資料で説明したとおり、第2条の3第2号に定める夫婦交代での育児休業取得に伴う育児休業の初日の例外を新たに規定してございます。

（イ）につきましては、改正前の第2条第3号ウの規定でありまして、非常勤職員の任期の更新に伴う規定であります。

第2条第3号のウにつきましては条文の整理であります。改正後の第2条第3号イ（イ）に規定したことにより削除をするものです。

第2条の3は非常勤職員の育児休業の期間を定めたものです。

この中で、第2条の3第3号につきましては、非常勤職員の子が1歳6か月到達日まで育児休業を取得する条件を規定したものにになります。

細かい規定ですので改正の要点のみ申し上げますと、先ほど資料の2つ目で御説明をさせていただいた部分でありますけれども、改正前は子の1歳到達日に育児休業をしている必要がありましたが、改正により配偶者と交代で育児休業を取得する場合や子どもの養育上特別な事情等により再度育児休業を取得できるようになりました。

11—3ページを御覧ください。

第2条の3第3号のアでは、改正前は1歳到達日に育児休業をしている場合のみその翌日から1歳6か月まで延長できるという内容が規定されていましたが、配偶者と交代の場合には1歳到達日に限らず柔軟に育児休業の初日が設定できるよう整理しています。

また、第2条の3第3号のエでは、非常勤職員に関わる1歳到達日以降、初めて育児休業を取得できることを規定するものであります。

次に、第2条の4につきましては、非常勤職員の子が2歳到達日までの育児休業の取得条件を規定したものにになります。

任期を定めて採用された職員の雇用の延長の規定については、第3条7号の規定を引用するよう見直しを行っております。

第2条の4第1号ですが、非常勤職員の子が2歳までの期間で夫婦が途中で交代して育児休業を取得できるよう規定したものにになります。

第2条の4第4号ですが、非常勤職員に関わる子の1歳6か月以降、初めて育児休業を取得できることを規定するものであります。

第2条の5につきましては、第3条の2に同様の規定を設けたことにより削除をするものであります。

第3条中、第5号は、正規職員の育児休業の取得回数制限が緩和され原則2回まで取得できるようになったことから、育児休業計画書の仕組みを削除するものであります。

これにより項ずれが生じますので、所要の整理を行っています。

また、第7号については用語の整理を行いました。

11—4ページを御覧ください。

第3条の2につきましては、改正前の第2条の5を規定したものになります。

最後に、第9条の第6号ですが、先ほど説明いたしました第3条中、第5号において育児休業計画書の仕組みを削除したことにより、育児短時間勤務計画書の名称を変更するものです。

附則として、この条例は令和4年10月1日から施行するものです。

また、従前の例によりまして休暇を取得する経過措置を設けるものでございます。

議案第11号の説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（天野 早人君） これをもって議案第11号の提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第12号 令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者（北澤 武志君） それでは、議案第12号 令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案説明を申し上げます。

お手元の一般会計歳入歳出決算書により御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

令和3年度の事務事業につきましては、前年度に引き続きコロナ禍のさなかにはありましたが、予算に沿ってほぼ順調に管理、運営が行われております。

衛生センターの基幹的整備改修工事が令和2年度までで完了いたしましたので、全体としましては前年度より7億9,000万円程度減少した規模での決算となりました。

それでは、決算の概要について御説明いたしますので、決算書の1ページをお開きください。

歳入の科目ごとの内訳でございますが、1款1項 分担金9億2,183万円余は構成市町村の分担金で、前年度より6,604万円余減少となる金額でございますが、主に歳出のほうで衛生センターの基幹的整備改修事業費等が減少したことによるものでございます。

2款1項 使用料2,421万円余は伊南聖苑と衛生センターの使用料で、前年度より9.3%、207万円ほど増加となりました。

5款1項の財産運用収入1万5,000円余は火葬場の一部の土地の貸付料になります。

6款1項の繰越金は3,108万円余の決算となりました。

7款 諸収入185万円余でございますが、前年度より大きく増えておりますが、要因といたしましては、衛生

センターの工事完了後に施工業者が稼働状況の確認とデータ収集を実施しておりまして、施設の使用料と電気料等の負担をいただいたために増加したものであります。

8款1項 組合債につきましては、令和3年度に聖苑の屋根改修、LED化事業を実施した際に1,630万円余の借入れを行ったものになります。

9款1項の寄附金と10款1項の繰入金につきましては、年度中の実績はありませんでした。

表の収入済額の一番下になりますが、歳入総額は9億9,529万円余で、前年比で7億344万円余の減、率にして44.4%の減少となりました。

続きまして歳出について御説明いたします。

決算書をめくっていただきまして7ページからお願いいたします。

科目ごとの歳出の内訳でございますが、1款 議会費は59万円余となりました。コロナの影響で研修視察が実施できなかったために前年とほぼ同額となっております。

2款 総務費につきましては3,190万円余で、前年より38万円ほど増加いたしました。一般管理事務費の中の車検代やプリンターの購入などで増加となっております。

8ページの2項 監査委員費につきましては、ほぼ前年と同額となっております。

一番下の3款 衛生費でございますが、8億5,564万円余となりました。前年比で8億749万円余の減、率にして48.6%の減少となっております。

9ページ。

1項1目 火葬場費でございますが、5,606万円余で、聖苑の屋根改修と照明のLED化事業を実施しておりますが、前年比では2.9%、167万円余の減額となっております。

2目 老人保健施設費では観成園敷地料の補助金が261万円余で、前年比で1.7%、4万円ほどの減少となっております。

次の清掃費のうち衛生センター費につきましては決算額5,715万円余で、大幅に減少しております。前年度までに基幹的整備改修工事が完成となったために、工事請負費を中心に大きく減少となったものでございます。

10ページ中ほどの不燃物処理場費ですが、485万円余で、乾電池、蛍光管の廃棄処理費などが前年より63万円余増加となっております。

3項の病院費ですが、病院事業への繰出金で7億3,494万円となりました。前年比では3%、2,241万円減となっております。医療機器購入のための企業債の償還金が減額となったことが減少の要因でございます。

11ページの医師確保対策費につきましては、修学資金等の貸与はございませんでしたが、基金に500万円の積立てを行っております。

5款 公債費は起債の元利償還金になりますが、7,087万円余で、前年比で13.6%、847万円余の増となりました。

なお、12ページの6款 予備費の支出はありませんでした。

表の一番下の支出済額のところになりますが、歳出総額は9億5,902万円余で、前年比で7億9,863万円余の減、率にして45.4%の減少となりました。

ちなみに、予算執行率は95.5%でございました。

次に13ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

歳入総額が9億9,529万8,000円、歳出総額が9億5,902万1,000円で、歳入歳出差引き額は3,627万6,000円になります。翌年度へ繰り越すべき財源がないため、3,627万6,000円が実質収支額となります。

なお、前年度の実質収支額3,108万円を差し引きました単年度収支でございますが、519万6,000円の黒字となっております。

次に14ページをお開きください。

性質別経費の状況をお示した表になります。

個々の費目については御説明いたしません。人件費、扶助費、公債費を合計しました義務的経費は前年より834万円余、8.7%のプラスとなっております。

物件費から繰出金までの任意の経費でございますが、前年より4,347万円余、5%の減となっております。

普通建設事業費につきましては、衛生センターの大型事業の終了により前年より7億6,356万円余の減少となっております。

続きまして15ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、御覧のとおり、令和3年度では土地、財産の取得、売却などの変動はありませんでした。

次の16ページ、2の物品に関しましても増減はありませんでした。

3の基金に関する調書でございますが、病院施設整備基金は増減なく、医師確保基金につきましては医師への修学資金として500万円を積み立てております。

17ページからは主要事業の説明書になりますので、後刻お目通しをお願いいたします。

22ページをお願いいたします。

市町村分担金調書でございますが、各事業の経費の負担割合につきましては組合同規約第14条に定められておりまして、その割合によって負担していただいております。

全体の負担の状況は一番下の欄の構成比のとおりでございます。

最後に23ページをお願いいたします。

地方債の残高調書になります。

令和3年度では、火葬場施設整備事業で1件、1,630万円の借入れを行いまして、6,549万円余の償還を行った結果、年度末残高は11億5,208万円余となっております。

以上、令和3年度伊南行政組合一般会計決算の概要でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案第13号の提案説明を申し上げます。

初めに1枚紙の議案第13号資料によりまして決算概要を御説明します。

先に裏面の2ページをお開きください。

太枠が令和3年度の実績です。

1番から3番の延べ患者数は、入院は5.3%増加、外来は0.0%減少、健診者数は2.3%増加しました。新型コ

コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどで減少した前年度からは増加傾向ですが、コロナ前の令和元年度と比較すると入院は5.8%、外来は7.1%減少しています。

次に16番17番の患者1人1日当たり収益ですけれども、入院は3.5%減少、外来は1.4%増加しました。

1ページにお戻りください。

太枠が令和3年度決算になります。

入院収益は前年度と比較して1.7%増加、外来収益は1.4%増加し、2行目の医業収益は65億900万円で1.4%増加しました。

医業外収益のうち10行目の国県補助金は、前年度に続き新型コロナウイルス感染症重点医療機関に対する病床確保補助金など4億8,800万円が交付され、1行目の総収益は75億9,500万円で、1億3,300万円、1.8%増加しました。

次に費用の主な増減ですが、給与費は、19行目の退職給付費等が退職者数の減少により9,100万円減少したことから、給与費全体で1億1,100万円、2.9%減少しました。

材料費は、21行目の薬品費について抗がん剤など高額薬品の使用が引き続き増加したことから、材料費全体で8,100万円、4.3%増加しました。

経費は医療機器の保守費用や燃料費、光熱水費の増加などにより2,300万円、2.1%増加し、14行目の総費用は71億8,200万円で、3,400万円、0.5%減少しました。

その結果、収支ですが、32行目の医業収支は前年度より1億800万円改善したものの6億4,400万円の赤字、経常収支及び純損益は4億1,300万円の黒字決算となりました。

次に資本的収支ですが、41行目の建設改良費は医療機器の更新など9,200万円で、新型コロナウイルス感染症関連の施設や機械の整備が集中した前年度より大幅に減少しました。

そのほか企業債元金償還金3億8,800万円などで、40行目の支出総額は4億8,800万円、これらの財源として35行目の収入総額は2億8,100万円で、差引き収支不足額は2億700万円となりました。

次に45行目の内部留保資金残高ですが、37億1,300万円で、今回決算の純利益などが反映され、前年度より5億1,300万円増加しました。

それでは別冊の決算書3ページをお開き願います。

3ページになります。

損益計算書でございます。

主な内容は先ほどの概要説明のとおりでございます。

下から3行目、当年度純利益は4億1,350万円余でございます。

4ページの上段、剰余金計算書は、下から2行目の当年度純利益が加算された結果、未処分利益剰余金の年度末残高は32億9,609万円余となりました。

同じページの下段、剰余金処理計算書ですが、議会の議決を受けて行う処分はございません。

5ページからの貸借対照表はお目通しをいただき、9ページの会計報告書を御覧ください。

(1)の統括事項は、先ほどの決算概要で御説明した内容です。

下段の業務量の6行目から、新型コロナウイルス感染症関連ですが、入院延べ患者数は545人で前年度の

4.8倍、発熱外来患者数は661人で5.3倍、関連の検査件数は1,663件で2.6倍となり、いずれも前年度より大幅に増加しました。

また、市町村が実施するワクチン接種事業には、医師、延べ132人、看護師324人、薬剤師84人の派遣を行いました。

10ページ以降の資料及び財務書類につきましては、後刻お目通し願います。

説明は以上です。

よろしく願います。

○議 長(天野 早人君) これをもって議案第12号及び議案第13号の提案理由の説明を終結いたします。

暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

午後3時10分 休憩

午後3時11分 再開

○議 長(天野 早人君) 本会議を再開いたします。

ここで令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算及び令和3年度伊南行政組合病院事業会計決算の監査委員からの審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員(中村 健一君) それでは、令和3年度伊南行政組合一般会計並びに令和3年度伊南行政組合病院事業会計の決算審査結果を申し上げます。

お手元の伊南行政組合決算審査意見書を御覧くださいませ。

まず1ページ目でございますけれども、審査の対象、審査の期日、審査の方法等については記載のとおりであります。

次に審査の結果であります。審査に付された各会計の決算書類並びに附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認められました。

また、予算の執行状況、経営状況及び財務状況の概要については、おおむね適正であると認められました。

続きまして2ページを御覧ください。

一般会計の決算の状況であります。当該年度の実質収支は3,620万円余、単年度収支は519万円余の黒字ということになりました。

財産、基金、地方債については、記載のとおりであります。

以下、3ページ目から歳入歳出決算の状況が記載してありますが、先ほど会計管理者のほうから説明がございまして重複しますので、後刻、数字のほうはお目通しをしていただきたいと思います。

それでは9ページの審査意見でございますが、3点を申し上げたいと思います。

まず第1として、歳入歳出予算の執行状況、事務事業の実績全般にわたり適正に執行されており、歳入歳出決算は正確に処理をされていたと判断をいたしました。

2番目としまして、改修工事が行われました衛生センターについてですが、改修後、効率的な運営、管理が行われておりまして、設備の利用状況も稼働率は100%に近いということで、今後も設備の有効活用を継続していただきたいと思います。

3番目としまして聖苑ですが、聖苑は築23年という年月が経過しておりますので、設備等については経年劣化も考えられますので、そこら辺のところは計画的に設備全体の点検を行って長く使用できるような施設として管理を徹底して行っていただきたいというふうに思います。

一般会計については以上でございます。

次に病院事業会計であります、10ページからの予算執行状況等については先ほどの事務長の説明と重複しますので省略をさせていただきたいと思います。

12ページの経営成績であります、これも先ほど事務長のほうから数字の報告はございましたが、当該年度は4億1,300万円余の純利益を計上するということになりました。

また、経営状況の推移は13ページの表5のとおりになっておりますが、前年度に続き令和3年度は丸々1年コロナウイルスの影響で通常の医療業務が制約を受ける中での1年でありましたので、医業収支のほうは6億4,400万円という大きな赤字となってしまいました。

財政状況、それから経営財務分析、損益関係等の前年度比較につきましては、後刻、数字のほうは資料のほうでお目通しをお願いいたします。

それでは14ページの審査意見でございますが、こちらは4点、意見としてお願いをいたします。

まず最初、事業の執行状況、決算諸表、経営管理等については、適正かつ正確に処理されているものと判断をいたしました。

2番目として、先ほどから申し上げておりますが、コロナの影響を受けた1年間ということで、通常医療業務がいろんな制約を受ける中で、前年度に引き続いて医業収支は大幅な赤字となってしまいました。

しかし、先ほども報告がありましたように、赤字幅は前年度よりも1億円ほど減少しております、医療関係者、従事されている職員の皆さんの改善に向けた努力は見られるというふうに思います。

それからまた、この1年間——コロナが起こってからずっとですが——病院にお勤めの方、医療関係者全員が院内感染の防止等に全力で取り組んで大きな院内感染等は起きていないということで、ここら辺に住む地域の住民としては大変感謝する次第でございます。まだ第7波も真っ最中で終息は見えませんが、もう一頑張りしていただいて、引き続き大きな感染が起きないようにしていただきたいと、我々も基本的な感染防止には気をつけていきたいというふうに思います。

3番目としましては長年の懸案である医師の確保でございますが、これは現状では本当に急務であるというふうに考えます。そんなわけでございますので、各方面への働きかけやら様々な情報収集等を行って、ぜひ皆様のお力を借りながら積極的に医師の確保には努めて行っていただきたいというふうに思います。

それから、4番目としまして未収金の回収ですが、こちらにつきましては、担当部署の職員が日々直接出向いていたりしている姿が見られまして、年々未収金の回収額は増えておりまして、未収額は減少している傾向で推移しております。大変だとは思いますが、引き続き担当部署職員また部署全員で未収金をできるだけ少なくするように注力していただきたいと、このように考えております。

以上の意見を申し上げまして決算審査結果の報告といたします。

○議 長（天野 早人君） これにて監査委員の審査結果報告を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

午後3時19分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（天野 早人君） 本会議を再開いたします。

議案第14号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第14号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

議案書14—1ページをお開きください。

第1条でございますように、予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を9億7,643万4,000円とさせていただきますのでございます。

今回の補正予算は前年度決算に伴い繰越金が確定したことにより提案させていただくものでございます。

14—3ページまでお飛びください。

14—3ページ、事項別明細書を御覧いただきたいと思っております。

まず歳入の2番目の表、6款 繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定により3,127万6,000円を増額し、補正後の額は3,627万6,000円になります。

同じページの下段の歳出でございますが、6款 予備費につきましては、所管しております施設の緊急的な修繕等に対応する財源として一定額を留保するため500万円を追加し、予備費の総額を1,000万円としたいものでございます。

その結果、上段の歳入の1款1項1目 分担金について2,627万6,000円を減額し、本年度の市町村分担金で精算することとしたいものであります。

14—4ページに補正後の市町村分担金調書を掲げてありますので、御確認をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務局長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案書15—1ページをお開き願います。

議案第15号の提案説明を申し上げます。

今回の補正は、第2条で新たに債務負担行為を設定するものです。

表にありますとおり、事項は医療スタッフユニフォーム賃貸借契約、期間は令和5年度から令和9年度までの5年間、限度額は4,900万円です。

病院職員は、一部を除いて指定のユニフォームを着用しており、病院がリースにより調達した現物を被服貸与規定に基づき職員に貸与する方法を取っております。

現在のリース期間が本年度末に満了するため、本年度中に次年度から5年間のリース契約を締結したいので、債務負担行為を設定した上で契約手続に着手したいとするものです。

次ページの調書はお目通し願います。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（天野 早人君） これをもって議案第14号及び議案第15号の提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第16号 損害賠償の額を定めることについて
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案書16—1ページをお開きください。

議案第16号 損害賠償の額を定めることについて、地方自治法等の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、個人の秘密に属する診療情報を含むことや相手方の心情に配慮し、具体的な内容を伏せている点につきまして御理解を賜りたいと存じます。

下記2番の相手方は上伊那地域在住の個人で、損害賠償の額は149万6,460円です。

事案の概要ですが、令和2年に相手方のお母様——この方は既にお亡くなりになっておりますが——当院でAという病気で入院治療を行い、退院されました。その7日後に別の病気Bの重症化により当院に救急搬送され、再び入院し、その後、退院をされております。

時間的な経過等からAの入院治療期間中にBの悪化が進行したと推定され、これを検査等で把握し対処していれば救急搬送時の容態にまで悪化しなかった可能性が高いと考えられます。

B疾病は患者様の基礎疾患の1つであることを病院側は認識していたことから、検査等による状態の把握が不十分であり、結果として容体が悪化するに至ったことは病院側に注意義務違反があったと判断しております。

この注意義務違反を原因とする患者様、御家族様の不利益について、上記慰謝料の支払いをもって賠償するよう和解案の合意に至ったところでございます。

なお、本件は示談によって進められたもので、和解に至る事案の評価及び金額の根拠は当院顧問弁護士の意見、第三者的な外部医師の意見、裁判例に基づく保険会社の見解などを踏まえて作成しております。

また、慰謝料の予算は既存予算内で流用により対応し、その全額が保険で賄われる予定です。

病院といたしましては、今回の事例を踏まえた改善策として、内部の基幹組織であります医療安全委員会において事案審査の上、院内に事案共有を図りました。

また、診療の場面に応じてあらかじめ備えられている標準的な治療検査のスケジュール計画——通称クリティカルパスと呼んでおりますが——今回の事案に該当するパスの再検討、改善を行い、既に新しい標準的パスに基づいて現場対応を行っております。

患者様、御家族様には、改めてお詫びを申し上げますとともに、病院といたしましては、今後、医療の質向上に努めてまいります。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○議 長（天野 早人君） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後3時35分といたします。

休憩。

午後3時27分 休憩

午後3時35分 再開

○議 長（天野 早人君） 本会議を再開いたします。

日程第9 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第11号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第11号は、別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第12号 令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第12号及び議案第13号は、別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第14号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第14号及び議案第15号は、別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第16号 損害賠償の額を定めることについて
を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第16号は、別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。
各常任委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いいたします。

日程第10 これより一般質問を行います。

一般質問は、申合せにより、質問時間は30分以内、質問回数は1項目につき3回までとなっております。
また、質問者は一般質問席から質問を行い、答弁者は最初の答弁のみ登壇をお願いいたします。

5番 竹村誉議員の質問を許可します。

〔5番 竹村誉君 質問席へ移動〕

○5番（竹村 誉君） 駒ヶ根市議の竹村誉です。

今議会では大きな課題として2点の質問をさせていただきます。

最初に昭和伊南総合病院における産婦人科の必要性和再開の展望について質問します。

昭和伊南総合病院の産婦人科の撤退は、当時の病院経営の悪化や医療体制の維持が極めて厳しい状況にあった中、全国的な医師不足による信大産科医師の昭和病院からの撤収や県の産科に関わる連携強化病院指定としての伊那中央病院への医師の集約化もあり、伊南地域の基幹病院である昭和伊南総合病院の機能を維持し安定して継続させるためには診療体制の縮小が求められたものだと思います。

また、上伊那地域の医療体制を守るという観点での公立3病院の連携や分担については、当時の昭和伊南総合病院として果たすべき役割を、1つとしては緊急医療、2つとして高度先進医療、3番目として健診の業務、4番目として地域連携での診療、5番目に回復リハビリテーションの充実という方向性があったのだと思われます。

そうした背景があって、当時の経営や医師不足の困難さの中で産科の撤退は致し方ないわけでもあったわけですが、しかし、昭和伊南総合病院の産科撤退以降は、伊南地域で安心して子どもを産める医療環境が限られてしまい、里帰り出産についても、この地で育った女子が両親の庇護の下、穏やかなふるさとの環境で出産を迎えることができにくくなり、本人はもとより、出産を手伝う家族の負担や不安が増加しているのも現実です。

そういった面では、交流人口を育む条件も伊南の地で人口を維持、増やすことへの大きな障害となっていると言えます。

質問です。

新病院建設も見据え、伊南における産科病院の必要性の見解と、今後、産婦人科を再開していく展望の可否について見解を求めます。

〔5番 竹村誉君 着席〕

〔組合長 伊藤祐三君 登壇〕

○組合長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

初めに、これまでの経過等につきまして説明いたします。

昭和伊南総合病院は平成19年度まで年間500件程度の分娩を取り扱っておりました。

平成20年に常勤の産婦人科医が不在となり、産婦人科を休診として分娩の取扱いを中止いたしました。

その3年前に近隣の公立病院が同様の理由で分娩を中止しており、現在、上伊那では正常分娩についてはクリニックや助産院が取り扱っているほか、病院での分娩は伊那中央病院が行っております。

全国的に産婦人科医の確保が極めて困難な中で、上伊那医療圏では医療資源を集約したことによって、伊那中央病院はリスクのある分娩も取り扱える地域周産期母子医療センターとして運営されております。ほかの医療機関は、これと連携する体制を取って現在に至っております。

次に出生数の推移であります。伊南4市町村の住民基本台帳によりますと、令和2年は323人、10年前の平成22年は448人、20年前の平成12年は593人となっており、この10年間で3割減少し、20年前から見ると半減に近い減少となっております。今後も減少傾向は続くと思われ、分娩の需用につきましても同様だと考えられます。

令和元年11月に病院あり方検討委員会から提出されました今後の昭和伊南総合病院のあり方に関する提言書では、周産期医療の上伊那における現状や出生数の推移に触れた上で、昭和伊南総合病院で周産期医療への対応を行わない状況は致し方ないとの意見が付されております。

また、令和2年8月に策定をいたしました新病院建設基本構想では、医療の選択と集中の観点から伊那中央病院との連携による上伊那の周産期医療体制を維持するとしております。

伊南地域にもクリニックや助産院があり正常分娩を取り扱っているほか、リスクのある分娩につきましては伊那中央病院と連携する体制が取られております。

竹村議員からの新病院も見据え産婦人科を再開していく展望はどの御質問であります。

新病院における診療科目につきましては、新病院建設基本計画案におきまして明確にし、年度内にお示しする予定であります。

ただいま申し上げました経過、現状から、新病院では基本構想でお示しをしましとおり、産科は置かず、現在の上伊那における周産期医療体制を維持することを基本として検討を進めてまいります。

〔組合長 伊藤祐三君 降壇〕

〔5番 竹村誉君 起立〕

○5 番（竹村 誉君） 答弁があったとおり、出産の需用は減少していることの中から産科は置かない方向ってというような答弁かとお聞きしました。

産科の再開は、伊南地域の住民にとっては近隣で安心して通院、入院できる基幹病院の存在として命を託す安心のよりどころであるわけです。ここですぐに子育てをしようという大きなきっかけにも、その条件にもなり得るくらいだと思います。ぜひ前向きにこの課題を追及していただきたいと強調しておきます。年度内に方向性が示されるということですので、ぜひ強調しておきたいと思っております。

次に、大きな2番目の新型コロナウイルス感染症第7波の拡大、医療現場の実態はについて質問します。

新型コロナウイルスの感染者は世界で累計6億人、国内でも1,650万人を超え、27日現在では県内で16万8,313人、6日連続2,000人を超える状況が報告されています。県内で感染者向けに確保可能な520病床の使用

率は60%を超えてきています。

また、1日当たりの全国の死者数の感染者に占める死者の割合は第6波より低いと見られていますが、死者数自体は第6波のピーク時を上回る水準が続いています。現在のオミクロン株は感染しやすい反面、重症リスクが低いとされていますが、一方で、感染者が急増すれば医療に負担がかかり、重症者や死者も増えています。多くの死者を出した第6波に迫る勢いです。

こうした状況にあつて、連日、県レベルでの病床使用率は医療非常事態宣言の基準を大きく超え、南信でも60%以上に上っています。

質問です。

長野県B.A.5対策強化宣言や長野県医療非常事態宣言が発出される状況に、伊南の拠点である昭和伊南総合病院の逼迫度の状況も心配されるわけです。第7波コロナ感染対応について病床逼迫度の状況と診療現場の実態についてどのような状況か、答弁を求めます。

〔5番 竹村誉君 着席〕

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 起立〕

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 竹村議員の御質問につきましてお答えをいたします。

新型コロナ感染症第7波における昭和伊南総合病院での診療実態についてであります。

昭和伊南総合病院における新型コロナ感染症に対する業務は、入院診療と振り分け外来であります。

入院即応病床は県への届出で7床となっております。

また、振り分け外来は、保健所からの依頼で感染者の肺炎の有無をCTでチェックし、肺炎があれば入院が必要かどうか判断をするという業務となります。

振り分け外来につきましては、7月1日より8月22日までの平日34日間で103名、1日当たり3人に対して実施をしております。これは感染者に対する業務となりますので、診療は感染防護具をフル装備で実施されるものであります。

また、業務以外の影響として、第7波に突入後、職員の感染事例、あるいは家族、主として子どもとの濃厚接触者が発生したことであります。職員の勤務にもやりくりが必要な状態が継続し、勤務表の組み直しが頻回に発生し、事務作業量が増加をしておりました。

そういった中で、入院診療は7月28日の3人から始まり、その後徐々に増加して、8月3日に発生した院内感染が疑われる患者さん3人を含めて、8月16日の入院数11名が最大となっております。

8月22日現在では8人が入院中です。

本日見てまいりましたが、3名がまだ引き続き入院を続けております。

第7波におけるこれまでの延べ入院数は142人、1人当たりの平均入院期間は9.5日となっております。

なお、院内感染が疑われた事例では、当該病棟の患者さんと職員全員のPCR検査などを実施した上で新規入院を中止するなど、対応を行いました。その後の感染拡大はなく、現在では完全に通常の運用となっております。

今回の新型コロナの入院患者さんの特徴は高齢者が多いことです。38歳～94歳で、平均81.9歳でありました。幸い死亡事例はありませんでしたが、原疾患の悪化事例や血液透析患者の対応など、これまでとは異なった対応が求められております。

また、年齢が上がり、必然的に寝たきりや認知症の方への対応もあって人手を要するため、救急センターから看護師を動かしてコロナ病棟に充てております。このため、救急センターでは、これまで最大入院数12名であったものを8名と減らしております。これが一般診療への影響となります。

現在のところ入院ができなくなったといったような影響は生ずることなく運営することができております。以上です。

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 着席〕

〔5番 竹村誉君 起立〕

○5番(竹村 誉君) 病院の忙しい大変な状況を説明していただきましてありがとうございました。

また、今まで入院できなかったということがなかったということで、それについても安心してお聞きしました。

連日、身の回りにも感染者が不断に見受けられる現状っていうのが出てきます。誰が感染しても不思議ではない環境になっています。

経済との両立を図りながら重症者や死者を減らす仕組みをどう築いていくのが課題だと、第7波の収束を待たずに政府は早急に対応を図るべきですが、今の状況にふさわしい有効な手だてが取られていないのが現状だと私は思っています。

医療現場では苦勞が絶えないと先ほどの話をお聞きしましても推察をしますが、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

次に、岸田首相は、27日、逼迫する医療現場や保健所の負担の状況から新型コロナウイルス感染者の全数把握の見直しについて全国一律で導入することを基本として考えていると表明しました。9月中旬にも医療機関での届出の対象を全国一律で重症化リスクのある患者らに限定する方針です。

当初、感染者の全数把握に代わる手法として特定の医療機関からの届出を集計して感染状況を監視する定点把握の導入を厚生労働省は検討しているとしていました。

今、医療現場は感染者を保健所に届ける全数把握の義務を負っていますが、感染者増加に伴い報告作業に時間を取られ、診断や治療を制限する事態が起こっているなどとする報道もされています。

昭和伊南総合病院の新型コロナ感染症事務負担の実態と負担軽減に対する考えについて見解を求めます。

〔5番 竹村誉君 着席〕

〔病院事務長兼経営企画室長 倉田貴志君 起立〕

○病院事務長兼経営企画室長(倉田 貴志君) お答えします。

新型コロナウイルス感染症は感染症法の2類相当に属しており、届出方式は全ての患者さんを届け出る全数把握が義務づけられています。

具体的な届出方法は、保健所、都道府県、国が感染情報を共有できるよう、2020年から厚生労働省の感染者情報把握管理支援システム、通称HER—SYSにパソコンから入力し届け出る方法が取られています。

HER—SYSへの医療機関としての入力は、基本情報のほか、検査情報、診断情報など数多くの項目があり、患者さん1人当たり5分から7分程度の時間がかかります。毎日、数多くの検査、診断を行っている医療機関では入力する事務負担が大きく、特に診療所やクリニックで医師自身が入力している場合は入力が間に合わない

事例もあるとされ、医療機関における人員や労力を事務処理ではなく治療に充てられるよう根本的な見直しを求める声が上がっています。

また、保健所における入力項目である行動歴、感染経路、接触者情報などの疫学調査情報の入力項目についても負担が大きいとされ、特に第7波においてはこうした全数把握がもたらす事務負担が大きな弊害になっているとし、これに代わる現実的な手法に早急に改めるよう自治体や関係団体から国に対し強く見直しの要望が出されているところではあります。

さて、竹村議員からは昭和伊南総合病院における事務負担の実態についての御質問でございます。

当院では、感染対策を担う専門組織として平常時から感染対策室を置いており、専任の感染管理者が従事しています。院内における感染対策や関係機関との連絡調整など、感染管理の現場統括を担っており、感染管理者がHER-SYSの入力も担当しております。

感染拡大期には、特に感染管理者においては多忙を極めておりますが、入力事務に限れば、それによって業務全体に支障が及ぶような状況にはございません。

次に定点把握についての御質問ですが、政府は定点把握への切替えも視野に入れながら9月半ばからの試験運用に向けて検討を進めていると報道されております。

全数把握と定点把握とは調査の主目的が異なりますので、現在、次の変異株の動向が注目される中、直ちに切り替える状況にはないと思われまます。

こうした中、今月25日より全数把握による事務負担を軽減するための緊急措置を県単位で選択することが可能となりました。各都道府県の判断で国に申請をすれば届出の対象者を全員ではなく4つの対象者に限定するというもので、4つとは65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあつて治療薬や酸素が必要な方、妊婦、この4類型に該当する患者さんに限りHER-SYSで届け出るようになります。あさって31日からこれに移行する県も複数あると報道されているところであります。

ただし、長野県の方針については、現時点で私どもは承知しておりません。

昭和伊南総合病院といたしましては、このような事務の見直しによって事務負担の軽減につながるのであれば歓迎すべきことと考えております。

ただし、届出制度は感染症の把握と制御に大変重要な役割を果たしてきたことから、事務負担の軽減議論に偏重することなく、国において効果的で納得できる制度を構築していただき、医療機関としてはこれにしっかりと対応していくことに尽きると考えております。

以上でございます。

〔病院事務長兼経営企画室長 倉田貴志君 着席〕

〔5番 竹村誉君 起立〕

〇5 番（竹村 誉君） 入力の事務負担とか、今のところは支障が生じる状態じゃないっていうことで安心はいたしました。そうはいっても大変なのは事実でありますので、今後、県の動向だとか国の動向などあると思いますけど、ぜひ慎重にいい方法でやっていただきたいというふうに思います。

次に、現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられており、危険度が2番目に高い2類相当の措置、先ほども説明がありましたけど、例えば鳥インフルエンザとか結核とかS

ARSなど、そういったところに該当するわけですけど、それに加えて、より厳しい対策も実施しています。

しかし、医療現場などの負担が重いため、政府からは新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザなどと同等とする5類へ引き下げる検討の発言も出ています。

そうなれば、発熱外来以外の医療機関で広く診療が可能となり、全数把握から定点把握となり、医療機関の負担は軽くなると思いますが、一方で懸念されるのがワクチンの特別臨時接種の終了により公費負担で行われていたワクチン接種が有料化接種へ、感染予防や受診は個人の自主的判断とされ、さらに、今後どんな変異株が現れるか分からない状況の中で政府による感染状況の管理も懸念されます。

こうしたリスク要素も鑑みただ中で、病院長の新型コロナウイルス感染症法上の5類引下げに対する見解を求めます。

〔5番 竹村誉君 着席〕

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 起立〕

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） お答えいたします。

新型コロナ感染症の感染症法上の取扱いを2類から5類に見直すとの議論が始まっております。

先ほどからも出ておりますが、そもそも2類相当では全数把握することが決められていて、保健所や医療機関では全ての感染者情報をHER—SYSを通して報告しております。この事務作業の軽減の点から見直し議論が始まったものであります。

もう一点は、これまで国際信用の点からも全数把握を実施してきましたが、ウイズコロナを選択したヨーロッパ、その他の海外では、全数把握をしない、そして積極的な検査をしない、そういう方向になっております。それに倣おうとする考え方でもあるということであります。

現在は、医療費について自己負担は発生しておりません。

24日の政府発表では、2類を前提として公費負担の継続が示されております。

仮に5類となれば、保険診療となり、自己負担分が生じます。

よくインフルエンザと同じという言い方をされますが、薬代を見ても全く異なります。インフルエンザに対してタミフルを5日間内服すれば約2,400円余となります。新型コロナに対してラゲブリオという薬を5日間内服しますと9万4,000円かかります。この3割が自己負担分となりますが、その差は30倍以上であります。

さらに、5類相当となれば入院勧告や就業制限がなくなります。他の身体疾患を持ち重症化リスクの高い方の入院については、今は病床が逼迫をされていて困難な場合も出てきておりますけれども、保健所の指示や勧告による入院がなくなってしまうと、入院診療に対する県や保健所のコントロールが全くできない事態となります。

また、濃厚接触者や無症状感染者の就業制限がなくなれば、人員配置という点で制限や苦勞がなくなるわけで、社会経済活動を活発化するという点でメリットがあると考えられます。

以上から見ても、2類から5類へ変更を行うことは簡単ではなく、解決すべき問題点が多々あることは明らかであります。いきなり5類にするのではなく、実態に合わせた可能なところから変更していくというのがよろしいのではないかと考えます。

最後に、最近では、オミクロン株以降は飛沫感染が主で、接触感染については以前ほど強調されなくなってきております。アルコール消毒も以前ほど頻回に実施する必要はなくなってきているとされています。

新型コロナ感染症につきましては、オミクロン株や次に流行するかもしれないケンタウロス株であっても、基本はワクチン接種を受けること、そして感染予防策を実施することに変わりはありません。換気を行い、密を避け、会話時にはマスクをつけることであります。以上、ぜひお願いをして、終わりとします。

以上です。

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 着席〕

〔5番 竹村誉君 起立〕

○5 番（竹村 誉君） リスクに関しても、今、病院長のほうから説明がありました。

2類から5類に移行するっていうことは簡単ではないっていうことだと思います。

特に医療費も30倍以上ということが考えられるっていうことで、公的負担、そういったものとセットでなければなかなか簡単に移行できない状況も、それも事実なんだと思います。

そういった面でも医療機関の負担軽減っていうのは早急に改善されていくべきだと考えますが、一方で安易な負担軽減策では政策決定の参考となるデータが十分そろわなくなる可能性や把握していない陽性者が急変した場合の対策などの懸念も心配されるところです。患者の健康にとってどのような管理が望ましいのか早急かつ慎重に見定めることが重要だと考えます。

医療に携わる皆様に改めて医療現場の労苦に対して敬意を表するとともに、ぜひ今後も住民の健康と命を守るために尽力していただけることをお願いしまして、私の一般質問の全てといたします。

〔5番 竹村誉君 着席〕

○議 長（天野 早人君） これにて5番 竹村誉議員の一般質問を終結いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後4時08分 休憩

午後5時05分 再開

○議 長（天野 早人君） 本会議を再開いたします。

日程第11 委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議案第11号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会に付託してあります。

総務衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（松澤 文昭君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第11号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第11号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第11号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第12号 令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について

以上2議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

議案第12号は総務衛生委員長より、議案第13号は病院厚生委員長より、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長(松澤 文昭君) それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第12号 令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を認定すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、火葬場の今後の改修計画についての質問があり、「現在すぐに修繕する箇所はありませんが、全体的改修計画について今後検討していきたい」との回答がありました。

また、病院の医師確保についての質問がありました。

以上、報告いたします。

○病院厚生委員長(小林 敏夫君) 病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第13号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を認定すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質問の中で「医療機器は高額であるが、物件の購入について買取りかリースかはどこで分けているのか」

に対しまして「物により分けている」との答弁がありました。

○議 長(天野 早人君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各議案の採決を行います。

初めに議案第12号 令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和3年度伊南行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和3年度伊南行政組合病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、

議案第14号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算(第2号)

議案第15号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算(第2号)

以上2議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

議案第14号は総務衛生委員長より、議案第15号は病院厚生委員長より、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長(松澤 文昭君) それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第14号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算(第2号)について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

○病院厚生委員長（小林 敏夫君） 病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第15号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質問の中で「医療スタッフのユニフォーム賃貸契約については入札であるのか」ということに対しまして「予算が通過後にプロポーザルにて入札をする」と、そういう答弁がありましたので、よろしくお願ひします。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各議案の採決を行います。

議案第14号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和4年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、

議案第16号 損害賠償の額を定めることについて
を議題といたします。

本案は本日の会議において病院厚生委員会に付託してあります。

病院厚生委員長より審査結果の報告を求めます。

○病院厚生委員長（小林 敏夫君） 病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第16号 損害賠償の額を定めることについて、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

なお、質疑、討論はありませんでした。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第16号 損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで組合長より御挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 令和4年第3回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

今定例会に提案させていただきました全ての案件につきまして、慎重なる審議の上、同意を賜りましたことに対しまして感謝を申し上げます。

今議会を通じて賜りました御意見、御提案は、今後の組合事業運営に生かしていくよう努力してまいります。

議員の皆様には今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

各市町村とも9月定例議会が間近に迫っております。議員の皆様には、御自愛をいただきまして、ますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議 長（天野 早人君） これをもって令和4年第3回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○次 長（那須野一郎君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

お疲れさまでした。

午後5時21分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和4年8月29日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員